

自立支援医療（育成医療）について

健康長寿課母子保健担当

1 制度の概要

(1) 対象者

身体に障害（※）のある児童又は現存する障害若しくは疾患に係る医療を行わないときは、将来において障害（※）を残すと認められる児童（18歳未満）であって、確実な治療効果が期待できる方。

※身体障害者福祉法第4条に掲げる別表に掲げる程度の身体上の障害

(2) 内 容

指定医療機関において医療を受ける場合に給付が受けられる制度で、事前申請を原則とする。1割の自己負担があるが、所得水準に応じて負担額の上限が設定されている。なお、一定所得以上は疾患の状態により対象外となることがある。

給付は市町村が行い、県はその費用の1/4を負担する。

(医療費負担区分：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4)

2 根拠法令

障害者総合支援法第58条

市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。

3 留意点

(1) 指定自立支援医療機関制度

自立支援医療（育成医療）が利用できるのは、指定を受けている自立支援医療機関（指定自立支援医療機関）のみ。申請があった場合、対象者が受診する指定自立支援医療機関及び医療の種類

を確認すること。

(2) 対象となる障害

権限移譲時（平成 25 年度）に埼玉県が配布したマニュアル『自立支援医療（育成医療）事務処理マニュアル』に記載されている「育成医療給付対象の例示」はあくまでも例であり、記載されていない疾患を対象外とするものではない。

※【給付決定（審査）の際の注意点】※

育成医療の認定を行う際には受診する医療機関が給付対象となる障害の区分に合致した担当医療の指定を受けているか（意見書は主として担当する医師が記載したものであるか）、また、①何が、②どのように、③どう改善されるかを確認すること。

以上